

# 国立大学法人岩手大学民間等退職者雇用職員就業規則

平成19年3月20日 制定  
令和5年3月29日 最終改正

## (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第25条の3の規定に基づき、国立大学法人岩手大学（以下「岩手大学」という。）が民間企業、地方自治体等を定年等により退職した者を岩手大学に雇用する職員（以下「民間等退職者雇用職員」という。）の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (民間等退職者雇用職員の職種)

第2条 民間等退職者雇用職員の職種は、次のとおりとする。

- 一 事務職員
- 二 専門職員
- 三 技能職員
- 四 医療職員

## (採用)

第3条 学長は、岩手大学の職員構成及び業務運営等を考慮し、民間企業、地方自治体等の定年退職者等を雇用するときは、次の基準に該当する者から選考するものとし、労務を担当する理事又は副学長の候補者決定を経て採用する。

- 一 高度なマネジメント力や熟練した技術・技能を有すること。
- 二 採用時の年齢はおおむね60歳からとし、65歳を超えないこと。
- 三 職務を遂行する意欲を持ち、健康状態が良好であること。
- 四 その他雇用にあふさわしい資質を有すること。

## (雇用期間)

第4条 雇用期間は、1年を超えない範囲内で期間を定め、業務上必要な場合は、1年を超えない範囲内で更新することができるものとする。

## (退職)

第5条 民間等退職者雇用職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職し、職員としての身分を失う。

- 一 雇用期間が満了した場合
- 二 退職を申し出て学長から承認された場合
- 三 死亡した場合

## (給与額)

第6条 民間等退職者雇用職員の給与額については、当該職種における初任職員の俸給、通勤手当、期末手当及び勤勉手当をベースに年俸制により決定する。

## (退職手当)

第7条 民間等退職者雇用職員には、退職手当を支給しない。

## (規定の準用)

第8条 民間等退職者雇用職員には、この規則の定めるところによるほか、就業規則第5条から第7条まで、第10条、第22条、第26条から第31条まで、第33条から第40条まで、第44条から第58条まで及び第60条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、就業規則第40条の規定に基づく国立大学法人岩手大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則のうち、第19条第1項ただし書及び第2項から第5項の規定は準用しない。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年6月24日から施行し、平成20年6月5日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。